

アジアヘッドクォーター特区における不動産取得税、
固定資産税及び都市計画税の減免要綱

平成25年3月29日
24主税税第455号
局長 決定

改正 平成27年4月1日 27主税税第1号
改正 平成29年3月27日 28主税税第488号
改正 平成31年3月27日 30主税税第411号

(目的)

第1 東京都は、総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づき内閣総理大臣より指定されたアジアヘッドクォーター特区内において、新たに研究開発事業を行おうとする多国籍企業の誘致を税制面から支援するため、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第48条の9第1項第4号、第134条第1項第4号及び第188条の30並びに東京都都税条例施行規則（昭和25年東京都規則第126号）第25条の5第3項第15号及び第31条第2項の規定に基づき、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の減免を行う。

(対象)

第2 減免は、次によるものとする。

(1) 不動産取得税

次のア及びイの要件のいずれにも該当する家屋の取得

ア アジアヘッドクォーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱（平成25年3月29日付24知特推第155号）（以下「認定要綱」という。）第6第1項の認定を受けた法人（以下「認定法人」という。）のうち認定要綱第4に該当する法人が取得したものであること。

イ 認定要綱第7第5項の認定を受けたものであること（研究開発事業の用に供する部分であることにつき同項の認定を受けた部分に限る。）。

(2) 固定資産税及び都市計画税

次のア及びイの要件のいずれにも該当する家屋又は償却資産（機械及び装置並びに器具及び備品に限る。）

ア 各年度に係る賦課期日において、認定法人のうち認定要綱第4に該当する法人が所有するものであること。

イ 各年度に係る賦課期日の状況について、認定要綱第7第5項の認定を受けたものであること（研究開発事業の用に供する部分であることにつき同項の認定を受けた部分に限る。）。

(減免の割合)

第3 減免の割合は、10割とする。

(減免の期間)

第4 固定資産税及び都市計画税の減免は、第2(2)に該当する資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日(当該取得日が1月1日である場合には、同日。)を賦課期日とする年度から3年度分(第2(2)の要件に該当しない年度分を除く。)に限り行う。

(減免申請の手続)

第5 減免を受けようとする者は、知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第6 知事は、減免を受けた者が、この要綱に定める要件に該当しないことが明らかとなった場合には、当該減免を取り消すものとする。

(減免事務の運営)

第7 減免事務の運営については、この要綱に定めるところによるほか、別に定めるところによるものとする。

(実施時期)

第8 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成27年4月1日27主税税第1号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年3月27日28主税税第488号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年3月27日30主税税第411号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。